

報告第6号

東村・吾妻町合併協議会委員等の報酬に関する規程について

東村・吾妻町合併協議会委員等の報酬に関する規程について、別紙のとおり報告する。

平成17年3月8日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会委員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東村・吾妻町合併協議会規約第20条第2項の規定に基づき、東村・吾妻町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額2,000円とする。ただし、町村の常勤職員及び議員については、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。